

## 多言語対応型 生活・住環境アプリ開発業務 委託仕様書

### 1 業務名

多言語対応型 生活・住環境アプリ開発業務

### 2 業務の目的

2019年施行の「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の改正を受け、今後当市においても外国人（労働者・生活者）の増加が見込まれる中、主として外国人が地域コミュニティの中で安心して暮らせるためのツールとして、生活・住環境情報を掲載したインターネット上の情報提供システムまたはアプリを開発することを目的とする。

### 3 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和2年3月31日までとする。

- (1) 開発及び導入委託期間：上記の期間
- (2) 公開期日：令和2年4月1日（予定）

### 4 業務内容

本業務の内容は以下の通りとする。

#### (1) 多言語対応型 生活・住環境アプリの開発

ア 行橋市（以下「甲」という。）に対し、委託者（以下「乙」という。）は別記（7）の機能要件に記載された機能並びに乙自身が提案する機能を備え、インターネット上または Android 及び iOS 及び Windows 上で稼動するシステムまたはアプリを設計及び構築することとする。

イ 構築するシステムまたはアプリについて、乙は、その全体構成やアイコン等のデザイン、また言語の切り替えやページ移動等の操作性に関する事項について、甲と協議を行った上、設計及び構築することとする。

#### (2) 外国人ニーズの事前調査・分析

以下に示すようなアンケート調査を実施するとともに、結果の分析を行うこと。また、分析を基に開発するシステムまたはアプリにフィードバックを行い、外国人及びコミュニティが求める事項の抽出・把握を行い、提案を行うこと。

- ① 行橋市在住の外国人の生活・住環境に関する意識調査  
（配布予定数：700 通程度）
- ② 地域コミュニティ住民の外国人に関する意識調査  
（配布予定数：1,000 通程度）

- ③ その他、甲と乙が開発に際して必要と認める調査

### (3) 管理画面の設計・構築

開発したシステムまたはアプリは、甲の職員が管理画面上で操作できることとし、情報の更新及び変更について操作可能となるよう、設計・構築すること。

- ① 管理画面は、インターネットを通じて操作できるように構築するとともに、甲の職員以外ではアクセスできないよう、情報セキュリティ対策を十分に講じること。
- ② 使用ブラウザは Internet Explorer、Mozilla Firefox、Google Chrome、Safari とする。
- ③ 甲により、閲覧者数やダウンロード数が把握できる設計にすること。

### (4) サーバ管理

開発したシステムまたはアプリの情報は、セキュリティ対策の整備された環境において、サーバ管理を行うこと。

- ① 行橋市役所内のサーバ設置は行わないこととし、データセンターまたはクラウドサービスにて管理することとする。
- ② UPS等の無停電電源を備え、安定的な稼動が担保されること。
- ③ バックアップ設備を備え、サーバに障害が発生した場合にも、データの復旧が可能なこと。
- ④ ファイアウォール等でセキュリティの安全が担保され、不正アクセスやコンピューターウイルス等を検知する、安全上の仕組みがあること。

### (5) 作動環境

開発したシステムまたはアプリについては、以下のブラウザまたは OS の最新バージョンで動作すること。

ア インターネット上で稼動するシステムの場合

- ① ブラウザ環境：Internet Explorer、Mozilla Firefox、Google Chrome、Safari
- ② 使用 OS：Android、iOS、Windows

イ アプリの場合

- ① ブラウザ環境：Internet Explorer、Mozilla Firefox、Google Chrome、Safari
- ② 使用 OS：Android、iOS

### (6) 開発に係る進捗管理及び動作検証

乙は、開発するシステムまたはアプリに関して、開発に係る進捗管理を甲に報告することとし、また、最終的な動作検証については、以下の通りとする。

- ① 甲との委託契約締結後に、乙は開発着手から動作検証、完了に至るまでの実施計画書を提出することとする。
- ② 開発中の期間については、月に1回以上の進捗説明会を開催することとし、甲と協議すべき開発に係る事項は、この説明会において協議を行うこととする。
- ③ 動作検証については、開発の各段階で行うこととし、最終的な検証については、公開期日までに日程上の余裕をもって実施することとする。
- ④ 動作検証時に必要な機材及び動作環境については、乙が用意または貸与することとする。
- ⑤ 最終的な検証時期においては、不具合の修正や動作改善等、甲からの指摘や問い合わせに迅速に対応できる体制を整えることとする。

#### (7) 機能要件

ア 開発するシステムまたはアプリにおいて、以下の言語が使用できるものとする。

- ① 日本語
- ② 英語
- ③ 中国語（簡体字）
- ④ 韓国語
- ⑤ ベトナム語

イ 多言語への翻訳作業については、単に日本語訳となるだけでなく、行政用語や日本語特有の言い回し等が外国人にとって十分理解でき得るものとする。そのため、各言語の翻訳に精通した日本人並びにネイティブスピーカーによる作業及び確認を必須とする。

ウ 乙が作成する掲載情報の基本的な各コンテンツは以下の通りとする。

- ① 行橋市の市政情報に関すること
- ② 各種届出・各種相談に関すること
- ③ 税金に関すること
- ④ 保険・年金に関すること
- ⑤ 健康・子育てに関すること
- ⑥ 住環境（災害時情報含む）・交通に関すること
- ⑦ 産業・農業に関すること
- ⑧ 生活お困り事情情報に関すること
- ⑨ 公共施設・民間施設案内及び市内地図

エ 上記情報の提供は、甲が行うこととし、各事項の作成の元となる情報は、A4資料において、それぞれ5ページ程度のものとする。

オ 上記基本コンテンツ以外にも、(2)外国人ニーズの事前調査・分析にて必要であると判断されるコンテンツがある場合には、追加することとする。

- カ アプリとして開発する場合は、AppStore 及び Google Play から端末に無料でダウンロード可能なものとする。また AppStore 及び Google Play 上に、公開する場合には、申請に関する費用一式を委託費に含むものとする。
- キ 今回開発するシステムまたはアプリは、将来的に外国人と地域コミュニティとを連携させ得るものであると想定しており、これに基づいた拡張性のある提案を行うこと。また、その拡張性を担保した開発を行うこと。
- ク 閲覧者やダウンロード数の増加に資する内容を盛り込んだ提案を行うこと。

#### (8) 成果品

- ア 各種成果品の納入先は行橋市総合政策課（行橋市中央一丁目 1 番 1 号 行橋市役所 4 階）とする。
- イ 成果物は全て甲に帰属することとし、乙は甲の承認を得ずに使用または公表できないこととする。
- ウ 期間中の成果品は以下の通りとする。
  - ① 実施計画書
  - ② 進捗説明会時の資料及びその会議録
  - ③ 外国人ニーズ事前調査・分析に関する資料
- エ 業務完了時の成果品は以下の通りとする。
  - ① 開発したシステムまたはアプリの設計に関する資料
  - ② 開発したシステムまたはアプリの操作マニュアル
  - ③ コンテンツ作成時に使用したデータ
  - ④ その他甲と乙が必要と認める資料

#### 5 業務における留意事項

##### (1) 疑義の協議

本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議し定めるものとする。

##### (2) 守秘義務

乙は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏洩すること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

##### (3) 著作権等

委託業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、乙において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、乙は、その一切の責任を負うこと。

##### (4) 個人情報等の取り扱い

乙は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、行橋市個人情報保護

条例（平成13年行橋市条例第21号）を遵守すること。また、乙は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を市の許可なく他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

(5) 企画提案について

プロポーザルに参加する者が提案すべき内容については、本仕様書の内容を基本的な事項とするが、開発するシステムまたはアプリを正常に稼働させるために、必須の事項となるような追加、補足の提案、並びに独自提案部分について運用上必須となる事項については、必ず提案に盛り込むものとする。

(6) 打ち合わせ等

乙は、本業務に関して中間報告や打ち合わせ等について甲から連絡があった場合、直ちに対応すること。また、本業務を遂行するにあたり関係機関と調整を図るとともに、経験と専門知識を有する実務者を参加させ、業務を円滑に進めること。